

教 健 体 第 9 6 2 号
令和2年(2020年)2月25日

各 教 育 局 長
各 道 立 学 校 長 様
札幌市を除く各市町村教育委員会教育長

北海道教育委員会教育長 佐藤 嘉大

新型コロナウイルス感染症の対策に係る学校の対応について(通知)

このことについて、令和2年(2020年)2月19日付け教健体第947号「学校における新型コロナウイルスに関連した感染症対策について」、同日付け教健体第948号「児童生徒等に新型コロナウイルス感染症が発生した場合の対応について」及び2月21日付け教職第2426号「新型コロナウイルス感染症に関する取扱い等について」に基づき対応していただいているところですが、これに加え、当分の間、次のとおり取り扱いますので、所管する学校に周知するなど、適切に対応してください。

また、毎日朝晩の検温を行うことについては、2月24日付けで知事とメッセージを发出了したところですが、この実効性を確保するための健康観察チェックシートの導入について検討しており、その取扱いについては別途通知します。

なお、臨時休業の実施については、2月25日施行予定の国の基本方針や文部科学省通知を踏まえ、別途通知します。

記

1 児童生徒等の取扱い

(1) 新型コロナウイルス感染症に罹患した者は、治癒するまでの間、学校保健安全法第19条に規定する出席停止の措置をとる。

(2) 次の(ア)又は(イ)までに掲げる者は、「学校保健安全法第19条に規定する出席停止」又は「非常変災等児童生徒又は保護者の責任に帰すことのできない事由で欠席した場合などで、校長が出席しなくてもよいと認めた日」として取り扱う。

(ア) 保健所から濃厚接触者として特定された者(濃厚接触者の可能性がある者を含む。)及びその家族は、指定された健康状態の観察が終了するまでの間あるいはそれに相当する期間

(イ) 発熱等の風邪の症状が見られる者は症状が見られなくなるまでの間(症状が4日(基礎疾患等がある者は2日)以上続く場合は、別添資料の「帰国者・接触者相談センター」に相談すること。)

(3) (1)及び(2)に基づき出席停止の措置をとった場合などは、補充のための授業や家庭学習を課すなど、学習面で配慮すること。

2 教職員の取扱い

1の(1)及び(2)に該当する場合は勤務させないこととし、サービスの取扱いについては、別途通知する。

3 その他外部からの来校者の取扱い

保護者や委託事業者の従業員等で、学校に出入りする者のうち、1の(1)及び(2)に該当する場合は、校内への立入りを自粛するよう要請すること。

学校教育局健康・体育課学校保健・体育グループ
教職員局教職員課服務制度グループ
教職員局福利課健康管理グループ